

■幕別町こども計画の策定について

こども基本法（令和4年法律第77号）が令和5年4月1日に施行し、同法第9条の規定による「こども大綱」が令和5年12月22日に閣議決定されました。

また、こども家庭庁から令和6年5月24日に「自治体こども計画策定のためのガイドラインを踏まえた自治体こども計画の策定について」において、「こども大綱」を勘案して、地域の実情に応じた自治体こども計画を策定するよう依頼があったところです。

こども基本法第9条において、こども大綱は「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策次に掲げる事項」、「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項」を含むものでなければならないこととされています。

また、同法第10条において市町村はこども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努め、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができると規定されています。

既存の各計画を相互に関連付けてこども計画とすることも可能ですが、一体の計画として策定することにより、住民に対してわかりやすいものとなることが期待されます。

これらを踏まえ、「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間が終了し、「第3期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定するところです。上記の依頼による「幕別町こども計画」を策定することとします。

なお、策定にあたっては、こども大綱を勘案してこども計画を定める必要があり、本町では、子ども・若者育成支援推進法に基づく、「市町村子ども・若者計画」を策定していませんが、就業支援、引きこもり支援、障がいのある若者への支援等、既に事業化しているメニューもあることから、これらの既存事業を中心とする当該計画と既存の子ども・子育て支援事業計画を内包した内容で、「幕別町こども計画」を策定いたします。

1 これまでの経過

令和4年6月 「こども基本法」の成立（令和5年4月1日施行）

令和5年12月22日 「こども大綱」の閣議決定

※「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を年度末に示すと通知があった。

令和6年2月 「幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の実施

※「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、教育・保育等の量の見込みを算出する必要があり、第2期計画のスケジュールからすると令和5年度中に調査を実施する必要があったため、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の策定を待たず、先行して実施した。

令和6年5月24日 「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の決定及びこども計画の策定依頼

※当初、令和5年度末に予定されていたもの。

2 計画の内容

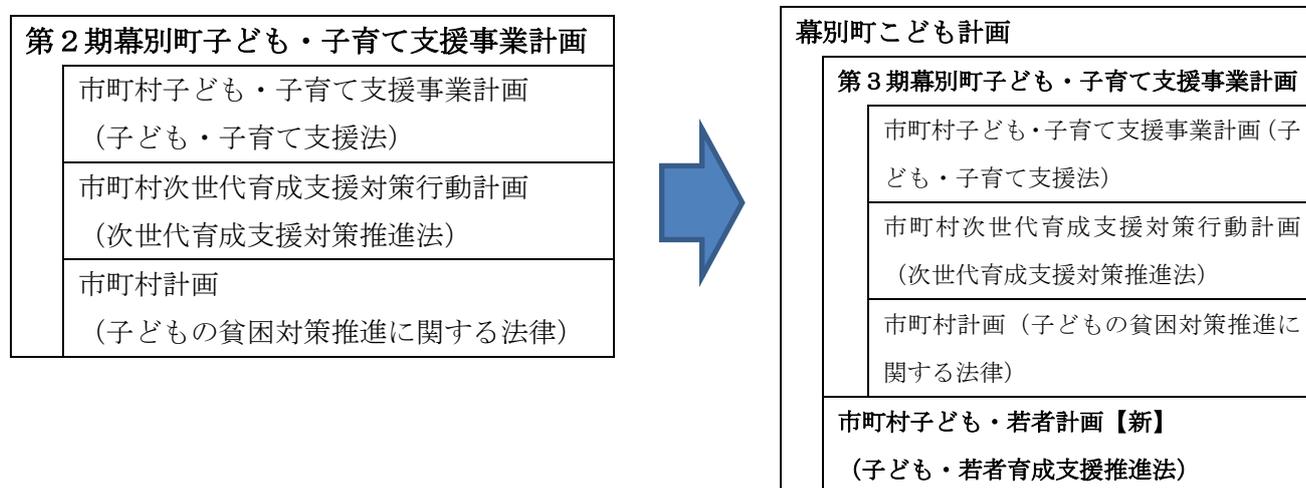
(1) こども大綱について（別紙：パンフレット参照）

こども基本法第9条に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国においてこれまで示されてきた3つの大綱を一元化したこども大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、市町村こども計画は本大綱を勘案して策定する。

(2) 幕別町こども計画と現行計画（第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画）の関係

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして、策定することができる。（こども基本法第10条第5項）

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ② 子どもの貧困対策推進に関する法律第9条に規定する市町村計画
- ③ その他の法令の規定により市町村が策定する計画であって、こども施策に関する事項を定めるもの（次世代育成支援法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画）



3 こども計画策定スケジュール（予定）

令和6年7月	令和6年度第1回次世代育成支援対策地域協議会 ・委嘱状の交付、子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計結果について、量の見込みと確保方策案の作成、子ども・若者意識調査（※）の実施について
令和6年8月	令和6年度第2回次世代育成支援対策地域協議会 ・子ども・若者意識調査の集計結果について
令和6年9月	令和6年度第3回次世代育成支援対策地域協議会 ・こども計画骨子案の作成、第2期進捗状況評価の実施
令和6年11月	令和6年度第4回次世代育成支援対策地域協議会 (こども計画素案の作成)
令和7年1月	パブリックコメントの実施（1か月程度）
令和7年2月中旬	令和6年度第5回次世代育成支援対策地域協議会 (こども計画最終案の作成)
令和7年2月下旬	北海道に協議書の送付
令和7年3月	計画策定・公表

※子ども・若者意識調査

こども計画は、こどもや若者の状況やニーズをより、的確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる必要があるため実施するもの。